

市県民税の申告は 市役所または市内受付会場へ

2月17日(月)から
市県民税の申告を受け付けます。
申告受付開始直後および
期限間近は大変混雑しますので、
長時間お待ちいただくことがあります。

対象	会場	受付期間(土・日曜日、祝日を除く)	受付時間
市県民税申告者	市役所5階大会議室	2月17日(月)～3月16日(月) ※3月1日(日)は受け付けます	午前9時～午後4時 ※3月1日(日)は午前8時40分まで庁舎内への入場不可です
	東部福祉センター	2月26日(水)	午後1時～3時30分
	西部福祉センター	2月27日(木)	

申告が必要な方

- ① 収入が給与所得のみ(アルバイト・パート賃金収入も含む)で、勤務先から給与支払報告書(市への申告書)が未提出の方
- ② 給与所得以外の所得(雑・不動産など)がある方
- ③ 医療費控除など、年末調整で提出できなかった各種控除を受けようとする方
- ④ 所得がなかった方で、保育所入所、児童手当・保育料等補助金などの受給、市営住宅の家賃・国民健康保険税の額などの決定を受ける方および各種税証明を必要とする方
- ⑤ 税法上の扶養親族になっている方で、扶養者が住民票上別世帯の方
※ただし、**西川口税務署に確定申告をした方は**、市県民税の申告は**不要**です。西川口税務署以外の税務署に確定申告書を提出した方は連絡してください

申告と一緒に

マイナンバーカードを申請しませんか?

とき 3月2日(月)～6日(金) 午前9時～午後4時
ところ 市役所5階大会議室
内容 写真撮影、オンライン申請手続き
※マイナンバーカードは後日自宅へ郵送
持ち物 写真入り本人確認書類1点、
または住所か生年月日入り本人確認書類2点
※官公庁が発行したものに限り
※当日は混雑が予想されるため、事前の電話予約をおすすめします
問い合わせ: 市民課(内線205)

申告に必要なもの

- 収入の分かる書類
例: 給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票など
(年金振込通知書では受け付けできません)
 - 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - マイナンバー確認書類**[**マイナンバーカード**、または**通知カード+本人確認書類(免許証、健康保険証など)**]
 - 印鑑(シャチハタ不可)
 - 障害がある方は障害者手帳など
 - 学生は学生証(写し可)など
 - 確定申告で還付を受ける方は申告者名義の口座番号などが分かるもの(通帳など)
- 事業所得や不動産所得のある方**
 - 収入や経費が分かる帳簿類と領収書(所得税の確定申告が不要な方のみ)
 - ふるさと納税などの寄附をした方**
 - 寄附先から発行される領収書・受領証明書など
(申告書を提出した場合、ワンストップ特例が適用できないため、申告書への寄附金額などの記載・書類の添付が必要です)
 - 医療費控除を受ける方**
 - 医療費控除の明細書(合計額などが記載されたもの)
 - 健康・予防への一定の取り組みの証明書類
(セルフメディケーション税制を受ける方は、予防接種の領収書、健康診断の結果通知の写しなど、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出が必要です)
※9ページの「医療費控除が適用される方へ」も参照してください

市県民税申告書の発送

平成31年度市県民税申告書を提出した方などに対し、令和2年度の市県民税申告書を2月上旬に郵送します。勤務先から給与支払報告書が提出された方でも、行き違いなどで自宅に市県民税申告書が郵送されることがありますので、ご了承ください。

なお、市県民税の申告が必要な方で、市から申告書が届いていない方は、電話でご連絡いただくか、市役所または各受付会場に直接お越しください。

郵送による申告受付

市県民税申告書を郵送で提出する方は、「申告の手引き」を参照の上、記入漏れや添付書類の漏れなどがないように申告書を作成し、同封の返信用封筒で、3月16日(月)までに市役所へ郵送してください。

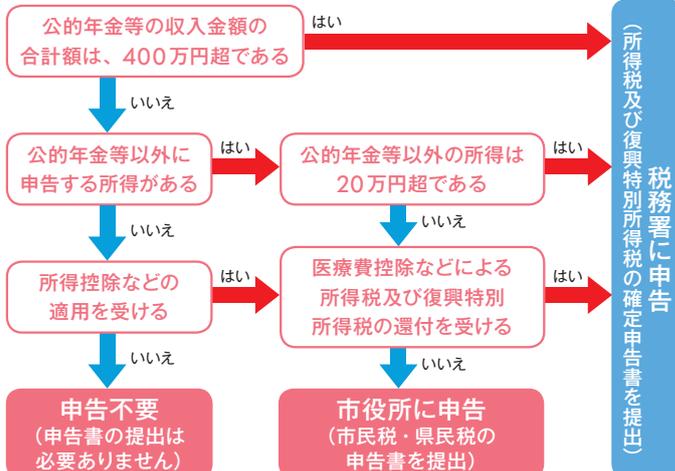
※所得税の確定申告書は西川口税務署へ郵送してください

問い合わせ 税務課(内線249)

申告受付期間中は、会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告の内容によっては、SKIPシティでの確定申告をご案内する場合があります。

公的年金等の申告

下記を参照の上、税務署または市役所に申告してください



※上場株式等に係る繰越控除など、確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

忘れず早めに正確に

所得税などの確定申告は「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅などで確定申告書が作成できますので、「e-Taxで送信」または「印刷して郵送」のいずれかでご提出ください。

ID・パスワードがある方はe-Taxで申告できます！

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告できます。

※すでに確定申告会場などで取得している方もいます

スマホ申告が進化しました！

3つのポイント

- 1 スマホで見やすい専用画面
- 2 画面の案内に従いラクラク操作
- 3 作成した申告書はe-Taxで提出(送信)して完了

2カ所以上の給与や公的年金などにも対応

申請書の作成はこちらから！



※国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

※e-Taxおよび確定申告書等作成コーナーの利用や操作に関しては、電話で個別にサポートもしています。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901) をご利用ください

※收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えのほか、切手を貼付した返信用封筒を同封してください

確定申告会場は大変混雑します！

例年、確定申告会場(SKIPシティ)は大変混みあい、来場してから手続きが終了するまで、長時間を要しています。また、確定申告会場では、納税者ご自身にパソコンを使って申告書を作成していただいています。この申告書の作成に使用しているパソコンのソフトウェアは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」と同じものです。

開設期間(土・日曜日を除く)	会場	時間
2月17日(月)~3月16日(月) ※2月24日(休・月)と3月1日(日)は開設	SKIPシティ (埼玉県産業技術総合センター) 総合棟(A1街区)1階多目的ホール 川口市上青木3-12-18	午前9時~午後4時 ※申告書作成の方は、午後3時頃までに受付してください

※会場混雑時は、上記時間に関わらず、早めに受付を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください

※会場開設期間中は、西川口税務署庁舎では申告相談を行っていません

※申告会場の開設期間前後の西川口税務署窓口は、限られた人員で対応しているため、長時間お待ちいただく場合があります

※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください

交通アクセス	対象
JR京浜東北線：川口駅➡(バス)東口7~9番乗場、 「川口市立高校」下車 JR京浜東北線：西川口駅➡(バス)東口5番乗場、 「川口市立高校」下車	所得税及び復興特別所得税申告者、個人事業者の 消費税及び地方消費税申告者、贈与税申告者

※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください ※SKIPシティでは現金などの納付は取り扱っておりません

医療費控除が適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は提出が必要です(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)

※令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます

税理士事務所による無料税務相談

と き	2月3日(月)~14日(金) ※土・日曜日、祝日を除く	申 込	午前9時30分~午後4時に 電話で問い合わせ先まで
対 象	収入が少額な給与所得者、年金受給者、 経済的理由によって有料で委嘱できない方 ※内容によっては有料となる場合があります。 詳しくはお問い合わせください	問 合 せ	各税理士事務所または 関東信越税理士会(西川口支部) ☎048-255-6625

税理士会主催による申告受付は下記の会場でも行います

給与所得者で医療費控除を受ける方、年金受給者で還付申告書を提出する方、年の途中で退職した方など、簡易な内容の申告者のみ。内容によってはSKIPシティでの確定申告をご案内する場合があります。

以下の内容の確定申告は受付できません

住宅借入金等特別控除や、事業所得・不動産所得などを含む申告、分離課税所得(退職所得を除く)の申告、平成30年分以前の申告、準確定申告、雑損控除の申告、給与所得者の特定支出控除の申告、国外に居住する扶養親族・控除対象配偶者を追加する申告

受付期間	会場	時間
2月25日(火)~27日(木)	市役所5階大会議室	午前9時~午後4時

問い合わせ 西川口税務署 確定申告電話相談センター ☎048-253-4061 (自動音声案内「0」番)

所得税及び復興特別所得税の確定申告、消費税及び地方消費税申告、贈与税申告に関するお問い合わせは、税務署へ。